딘	紙様式2-	1
HI	********	1

提出先	

# 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 3 年度)

# 1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジンキタバカイ										
法人名	社会福祉法力	土会福祉法人きたば会									
法人所在地		〒 643-0051									
フリガナ											
書類作成担当者	者										
連絡先	電話番号	0737-67-9134	FAX番号	0737-67-9133	E-mail						

### 【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

▽ 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

✓ 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

### 2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

# (1)介護職員処遇改善加算

(1	1/月陵椒貝だ地以音加弃												
1	① 算定する加算の区分 ※ 別紙様式2-2のとおり												
2	② 介護職員処遇改善加算の算定対象月												
3	③ 令和 3 年度介護職員処遇改善加算の見込額											38,748,012	円
4	④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること							ること)			38,854,404	円	
	i )介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)							<b>込額</b> )			234,400,000	円	
	ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【 <b>基準額1</b> 】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)								円				
「(ア)前年度の介護職員の賃金の総額 24								244,484,480	円				
	(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額									39,169,894	円		
	(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額( <u>その他の職種に支払われた額を除く</u> ) 8,62							8,628,990	円				
	(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額 1,140,000							円					
(5)	⑤ 賃金改善実施期間							年	4	月			

### 【記入上の注意】

- ・(1)④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii)(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (1)④ i )の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- ・(1)④ ii)(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- ・(1)④ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

#### (2)介護職員等特定処遇改善加算 ① 算定する特定加算の区分 ② 介護職員処遇改善加算の取得状況 ※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供休制強化加質等の届出状況 ④ 特定加算の算定対象月 円 ⑤ 令和 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g) 8,679,096 Щ ⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ること) 8,754,404 204,300,000 円 i)特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を 円 195,545,596 除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ) 円 (ア)前年度の賃金の総額 244,484,480 39,169,894 円 (イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額 円 (ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額 8,628,990 (エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額 1,140,000 Щ 経験・技能のある 他の介護職員(B) その他の職種(C) ⑦ 平均賃金改善額 介護職員(A) i)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される 33,575,607 円 100,559,590 円 29,418,630 賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h) 386.5 157 9 ii)前年度の営勤換質職員数(i) 114 9 12.7 iii)前年度の一月当たりの常勤換算職員数(i) 9.5 32.4 円 Щ 186,312 iv)前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i) 294,007 260,180 (A)のみ実施 76,133 v)グループ毎の平均賃金改善額 (8,679,162 円) 8,679,162 円 ) (月額)(g)/(j)/(k) (A)及び(B)を実施 28.143 H 14,071 円 ※予定している配分方法について選 択すること。(いずれか1つ) (8,679,107 円) 3,208,302 円 ) 5,470,805 円 ) ※当該年度の特定加算の見込額と前 6,262 円 (A)(B)(C)全て実施 25.048 H 12,524 円 年度の一月当たりの常勤換算方法に より算出した職員数から算出した一人 (8,679,132 円) 2,855,472 円 ) 4,869,331 円 ) 954.329 円 ) 当たり配分額(月額)。(括弧内はグ ループ毎に配分可能な加算総額(年 Ш Щ П ◯ 上記以外の方法で実施 妬)) 0 円 ) 0 円 0 円 ) 0 円 ) 月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 人(見込) 5 (「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由) □ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 ■ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。

#### 【記入上の注意

(2)⑥ i )の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii )(ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化す

5 月

令和

4 年

4

月 (

12 か月

ることが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

令和

3 年

- (2)⑥ i )の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、<u>処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた</u> ・<u>額を記載</u>すること。
- ・(2)⑥ ii)(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ・(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ・(2)⑦ i )の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合 については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額4 40万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算 方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員について は、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

大名事業掛け率)及び多期賞与(29,000円×2×名事業種別による事業掛け率)、また残りの処遇改善加算算定額は春期一時金と	イ 介護職員	処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ☑ 変更なし
□ 就業規則の見直し □ 賞金規程の見直し □ その他 (各労働条件通知書に記載 (賃金改善に関する規定内容)    日本の本書		☑ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) ☑ 賞与 □ その他
具体的な取組 (資金改善に関する規定内容)  具体的な取組 (資金改善に関する規定内容)  - 平成29年度の雑韻改定に合わせて既に基本給に29,000円を含んでおり、それを継続し夏期賞与(29,000円×1.5×各事業種別による事業掛け率)及び本期賞与(29,000円×2×各事業種別による事業掛け率)、また残りの処遇改善加算算定額は春期一時金と・非常動職員については対象職員に対し時給に10円~50円を増額することとする。  - 非常動職員については対象職員に対し時給に10円~50円を増額することとする。  - ※上記の根拠規程のうち、資金改善に関する部分を記載すること。  ※上記の根拠規程のうち、資金改善に関する部分を記載すること。  (上記取租の開始時期) 平成 29 年 4 月( ② 実施済 → 予定 )  - 小護職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) / 文要更な を		(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
具体的な取組 ・平成29年度の報酬改定に合わせて既に基本給に29,000円を含んでおり、それを維続し夏期賞与(29,000円×1.5×各事業種別)による事業掛け率)及び冬期賞与(29,000円×2×各事業種別による事業掛け率)及び冬期賞与(29,000円×2×各事業種別による事業掛け率)及び冬期賞員定額は春期一時会とで対象職員数で分配して支給する予定である。 ・非常動職員については対象職員に対し時給に10円~50円を増額することとする。  ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 (上記取組の開始時期) 平成 29 年 4 月 (		□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 ( 各労働条件通知書に記載 )
上		(賃金改善に関する規定内容)
上		
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 29 年 4 月 (		
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 29 年 4 月 (		※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。
□ 介護職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ②変更な経験・技能のある介護職員の考え方		
経験・技能のある介護職員の考え方  「論説における「経験・技能のある介護職員」は、介護福祉士であり、かつ第1事業部が採用している等級システムを用いて、サブダー及びリーダーで構成する。  「会改善を行う職員の範囲」 「会公・選を行う給与の種類」 「基本給」「手当(新設)」「手当(既存の増額)」「賞与」「その他  「当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)」「記業規則の見直し」「資金財産の場合」「資金財産の関連」」「「会の他」「対会福祉法人きたば会第1事業部介護職員等特定処遇を当から、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年のののでは、1年のののでは、1年ののでは、1年ののののでは、1年のののののでは、1年のののののでは、1年ののののでは、1年のののでは、1年のののでは、1年のののでは、1年のののでは、1年のののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年のでは、1年ののでは、1年のでは		(上記取組の開始時期) 平成 29 年 4 月 ( ☑ 実施済 □ 予定 )
う職員の範囲 ((A)にチェック(✔)がない場合その理由)  [賞金改善を行う給与の種類	経験・技能のある介護職員	当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護福祉士であり、かつ第1事業部が採用している等級システムを用いて、サブリー
う職員の範囲 ((A)にチェック(✔)がない場合その理由)  [賞金改善を行う給与の種類	任人お主た行	【 (A)経験・技能のなる企識職員 【 (B)他の企業職員 【 (C)その他の職種
賃金改善を行う給与の種類		
(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)  □ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 ( 社会福祉法人きたば会第1事業部介護職員等 特定処遇改善加算規程 (賃金改善に関する規定内容)  ・Aグループ (介護福祉士資格必須) リーダーはきたば会経験10年で8万円を基準とし1年8,000円、サブリーダーは10年で4万円を基準とし1年4,000円で計算し、給料に 月特定処遇手当として支払う。(440万円を上回るものについては調整を行う) ・Bグループ リーダーはきたば会経験10年でい2万円を基準とし1年2,000円、サブリーダーは10年で1万円を基準とし1年1,000円で、一般職の 護福祉士資格所持者は10年で1万円を基準とし1年で1,000円で計算し、給料に毎月特定処遇手当として支払う。・Cグループ 統括は10年で1万円を基準とし1年1,000円で計算し、年度末で加算を合計した月の翌月に一時金として支払う。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。	賃金改善を行	200 0000
具体的な取組 内容  具体的な取組 内容  「中では一は10年で4万円を基準とし1年4,000円で計算し、給料は 月特定処遇手当として支払う。(440万円を上回るものについては調整を行う) ・Bグループ リーダーはきたば会経験10年でい2万円を基準とし1年2,000円、サブリーダーは10年で1万円を基準とし1年1,000円で、一般職の設護福祉士資格所持者は10年で1万円を基準とし1年で1,000円で計算し、給料に毎月特定処遇手当として支払う。・Cグループ 統括は10年で1万円を基準とし1年1,000円で計算し、年度末で加算を合計した月の翌月に一時金として支払う。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。		□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 ( 社会福祉法人きたば会第1事業部介護職員等 特定処遇改善加算規程 )
資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。		リーダーはきたば会経験10年で8万円を基準とし1年8,000円、サブリーダーは10年で4万円を基準とし1年4,000円で計算し、給料に毎月特定処遇手当として支払う。(440万円を上回るものについては調整を行う) ・Bグループ リーダーはきたば会経験10年でい2万円を基準とし1年2,000円、サブリーダーは10年で1万円を基準とし1年1,000円で、一般職の介護福祉士資格所持者は10年で1万円を基準とし1年で1,000円で計算し、給料に毎月特定処遇手当として支払う。 ・Cグループ
┃ 常用十尺に近山した計画者がり変更がめる場合には、変更固則を <u>下概</u> とりるほと明確にすること。		
(上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 ( ✓ 実施済		
(上記取組の開始時期)   令和 元 年 10 月 ( ☑ 実施済 □ 予定 )		(工品QX社V/用知时别) PTH 儿 牛 10 月 ( Y 美胞街
ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善 (1)④ ii)(エ)又は(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記	ハ 各介護サ	ービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善 (1)④ ii )(エ)又は(2)⑥ ii )(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載
独自の賃金改 善の具体的な きたば会経験給、勉強会参加、年齢給の定期昇給 取組内容	善の具体的な	
独自の賃金改 善額の算定根 拠	善額の算定根	きたば会経験給1,000円/年、勉強会参加1,000円/年、年齢給10代~20代は1,000円/年、30代は500円/年、40代は250円/年、50代~60代は100円/年の増額の定期昇給

# 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャ	リア	プパス要件 I 次のイからハまで	のす	~~	ての <b>基準を満たす。</b> 加算 I・II の場合は必ず「該当」 ✓ 該当						
	イ	介護職員の任用における職位	- ている。								
	口	イに掲げる職位、職責又は職務	多内线	容等	に応じた賃金体系を定めてい に応じた賃金体系を定めてい	る。					
İ	ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。										
_	<b>ルリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。</b>										
キャ	・リア	211 = 271 10 1727									
	イ	介護職員の職務内容等を踏ま 研修の実施又は研修の機会を				質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、					
			って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、 ※当該取組の内容について下記に記載すること								
		イの実現のための具体的な取 組内容 (該当する項目にチェック(✔)	>	1	<b>団以上内部研修会を開き、技術指導・能力評価を行っている。</b>						
		した上で、具体的な内容を記載)	<b>✓</b>	2	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること						
					ユニットリーダー研修、実務者研研修などに参加しやすい勤務表	・修、介護職員初任者研修、福祉施設士などの受講料の負担。 ・の調整。					
İ	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。										
•	,,,_	- 0		Ne	h.s. Mb s 3.	Lotte IDA - > > WEST-VIA					
Ŧ† 	<b>マリ</b> フ イ	<b>アパス要件Ⅲ 次のイとロ両方</b> 介護職員について、経験若しく けている。		-	· · · · · ·	加算Ⅰの場合は必ず「該当 ☑ 該当 Ⅲ 非該当					
	② ② 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。										
		具体的な仕組みの内容(該当 するもの全てにチェック(✔)す ること。)	7	2		、 5修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介 者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。					
		, ,		3	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 3) ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観 基準や昇給条件が明文化されていることを要する。						
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。										
	- f.l -	1 1.	<b>л</b>	7 / 6	) - 11 / ) - 11 // )	- H. M. H. H. H. H. H. C					

※要件Ⅲを満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には 速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

# 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) 変更なし

### 【処遇改善加算】

#### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、<u>必ず全て</u>にチェック(**・**) すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上 やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やり がい・働きがいの醸成」について、**それぞれ1つ以上(令和3年度は、6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上)**の取組 を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	✓ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	✓ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者 に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ	✓ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	
推進	✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	▽ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰 痛対策の実施
腰痛を含む心	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	✓ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上のための業務改	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	58活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	▼ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働き	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

# 5 **見える化要件について<特定加算>**※令和3年度は算定要件としない

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✔)すること。

	100000 IEC 1100 20 (1000 )
	✓「介護サービス情報公表システム」への掲載 ✓ 掲載予定
	✓ 自社のホームページに掲載 / □ 掲載予定
	☑ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示
による掲示等	□ その他( ) / □ 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
✓ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
✓ キャリアパス要件 II の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
▽ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保 険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還 や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管しているこ とを誓約します。

令和 3 年 4 月 15 日 法人名 社会福祉法人きたば会 代表者 職名 理事長

氏名 近藤裕夫